在中華人民共和国日本国大使館附属北京日本人学校 外部団体等による施設使用規則

(目的)

第1条 本規則は、北京日本人学校学則第37条第2項に基づき、学校の施設使用等に関する適正な管理を行うことを目的として定める。

(制定)

第2条 本規則は、学校運営理事会において定める。

(施設使用の対象者)

- 第3条 学校の施設使用を申し込むことができる団体等は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 日本国大使館
 - (2) 本校に在籍する児童生徒の保護者が主宰運営し、本校に在籍する児童生徒のみで構成されるサークル
 - (3) 北京日本倶楽部に登録する同好会
- 2 前項以外に施設の使用を希望する団体等は、事前に相談し、校長の許可を得なければならない。
- 3 第1項(2)(3)の団体には代表者を置くものとする。なお、第1項(3)の団体の 代表者は日本国籍者とする。

(施設使用の場所、曜日、時間)

- 第4条 学校の施設のうち使用を許可する場所、曜日、時間は、原則として、次の各号のとおりとする。
 - (1) 使用できる場所は運動場と体育館とする。
 - (2) 使用できる曜日は土曜日と日曜日とする。
 - (3) 使用できる時間は8:00から12:00、13:00から21:00の範囲内とする。
- 2 前項以外の場所、曜日、時間の使用を希望する場合は、少なくとも使用の1か月前まで に学校に連絡し、校長の許可を得なければならない。

(施設使用の原則)

- 第5条 校長は、学校行事、授業等に支障が生じると判断する場合、使用を許可しない。
- 2 第3条に揚げる団体は、施設利用にあたり次の優先順で利用できるものとする。また、 状況により団体の代表者が参加する調整会議にて使用日を決める。
 - 第1優先 本校に在籍する児童生徒の保護者が主宰運営し、本校に在籍する児童生徒・ 保護者のみで構成されるサークル

第2優先 北京日本倶楽部に登録する同好会 第3優先 その他

- 3 校長は、急な学校行事や工事等のやむを得ない場合、使用の許可を取り消すことができる。
- 4 校長は、使用者に著しい違反行為があったとき、直ちに使用を差し止めることができる。
- 5 使用者は、使用に際して器物の破損、汚損等を行った場合は、直ちに校長に届け出ると ともに、現状復帰の責任を負う。
- 6 学校は、別添の使用誓約書に署名した使用者に対してのみ、施設使用を許可する。

(施設使用の手続き)

- 第6条 使用者は、学校に対して使用申込書を持参またはメールで提出し、事前に校長の許可を得る。なお、第3条第1項(3)及び第2項の団体等の当日の使用責任者は日本国籍者とする。
- 2 使用者は、原則1週間までに使用当日の来校者リストを学校に提出する。
- 3 使用当日は、学校が公印を押印し発行する使用許可書またはその写しを警備員に示して入校し、該当の場所を使用する。使用責任者は必ず来校するものとする。また、来校者リストに記載のない者の当日来校は認めない。

(使用料等)

- 第7条 使用料は、別表に定める。
- 2 50名以上が参加する活動については、学校手配による警備員増員を必須とし、その追加警備費用は使用者の負担とする。

(改正)

第8条 本規則の改正は、学校運営理事会の審議決定をもって行う。

2004年12月17日制定 2005年 9月 改正 2010年10月25日改正 2011年 3月21日改正 2021年 6月21日改正 2023年 7月17日改正

【別添1】使用料

使用団体 (第3条に定める団体等)	使用料 (1時間あたり)	備考
日本国大使館	5 0 元	
本校に在籍する児童生徒の保護者 が主宰運営し、本校在籍児童生徒 のみが参加するサークル	50元	
北京日本倶楽部に登録する同好会	100元	
その他	200元	学校長が許可した団体